

平成26年度

滋賀県予算施策に対する要望書

平成25年10月

滋 賀 県 市 長 会

平成25年10月 7日

滋賀県知事
嘉田 由紀子 様

滋賀県市長会
会長 富士谷 英 正

要 望 書

平素より都市行政の運営につきまして、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、過日、国において経済再生と財政健全化をめざす新たな中期財政計画の下、新年度予算の概算要求基準が示されました。

この中では、公共事業費など裁量的経費は前年度予算の10%削減、人件費など義務的経費も聖域とせず可能な限り歳出削減し、既存の全ての予算措置もゼロベースで見直すとされています。成長戦略分野での特別要求枠が設けられるものの消費税増税判断が固まらない状況にあり、これまでの行財政改革等の経費削減努力にも関わらず我々自治体にとって新年度も厳しい行財政運営を強いられるものと想定されます。

こうした状況にあって、各都市は住民に最も身近な地方政府として防災対策、高齢者・障害者等の福祉の充実、子育て環境の整備、国民健康保険や後期高齢者医療保険への対応、都市基盤の整備、ごみ処理に関する課題など生活に直結する様々な課題に真摯に取り組んでいかねばなりません。

滋賀県においても、「住み心地日本一の滋賀」を標榜する滋賀県基本構想の集大成の期にあり、その構想実現に向けても、平成26年度予算の編成にあたりましては、各都市の事情をご賢察のうえ、真のパートナーとして本要望に誠実に対応いただきますよう強く要請いたします。

目 次

知 事 直 轄 組 織.....	1
総 合 政 策 部	4
総 務 部	5
琵琶湖環境部	8
健康福祉部	16
商工観光労働部	27
農政水産部	29
土木交通部	34
教育委員会	43
企業庁	49
警察本部	50

知事直轄組織

1. 原子力安全対策の強化および財政支援について

国から原子力災害対策に対する新たな指針等が示され、関係自治体では地域防災計画の原子力災害対策編の改定作業が進められているが、隣接市においては、計画の実効性を高め、市域の原子力災害対策を強化し、市民の安全確保を図るため大変苦慮しているのが現状である。このことから、県においても以下の点について、総合的かつ全面的な対策を講じられたい。

- (1) 関係市と十分な協議・調整のもと広域避難の手段や避難先の確保について定めた「原子力災害対策に関する県避難計画」を早期に策定すること。
- (2) 避難等の防護を行う地域指定の考え方を明示するとともに、当該地域指定にあったモニタリングポストの設置など、住民避難の判断に資する環境放射線量モニタリング体制の強化充実と緊急時モニタリング計画の策定を行うこと。
- (3) 原子力発電所に隣接する市町村においても、原子力発電所所在市町村と同等の原子力防災対策の支援措置を講じるとともに、原子力事業者に安全協定の締結を義務付けるよう国に対し法整備を働きかけること。また、高浜原子力発電所に対し、滋賀県や隣接市と早期に安全協定を締結するよう強く求めること。
- (4) 災害時に避難道路や緊急輸送道路として重要な役割を担う国道8号、161号の整備促進を国に働きかけるとともに、同303号、365号、367号の整備ならびに湖上避難を想定した港湾施設を設置すること。
- (5) 滋賀県版UPZにおける原子力防災対策への国・県による費用負担および原子力事業者の責任ある対応について義務化すること。

- (6) 安定ヨウ素剤の県による医療圏域での備蓄および市が行う備蓄に対する国・県による費用負担ならびに配布や使用方法に関する指針等の整備を図ること。
- (7) 被ばく者の受け入れ施設となる1次～3次医療機関の県民への情報提供および医療施設整備に対する国・県による費用負担を図ること。
- (8) 原子力災害対策装備品の整備に関する国および事業者の責任の明確化と恒久的な財政支援を求めること。

2. 地震防災対策の強化および財政支援について

東日本大震災をはじめ、地球温暖化の影響による局地的な豪雨・豪雪など、近年各地では大規模自然災害が頻発している。

市民の生命と財産を守り安心・安全な生活を保障することは、行政に課せられた最大の責務であり、災害に強い国土を形成するためにも、次の事項について緊急に対策を講じられるよう国に対して働きかけられたい。

- (1) 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定のほか、土砂災害防止法による警戒区域・特別警戒区域の指定、水防法による浸水想定区域の指定に伴う防災上必要な施設整備等に対する財政措置の拡充
- (2) 東海地震警戒宣言発令時の対応について平時からの対策と、宣言発令時の道路等の安全確保について市町と連携した体制整備
- (3) 災害時防災拠点施設の建て替え等に対する財政支援措置
- (4) 防災コミュニティーセンターおよび避難所整備に対する支援制度の強化
- (5) 各自治体が整備する備蓄品等の購入費用の恒久的な財政支援
- (6) 住宅家屋の耐震診断や改修を推進するため、所得税の減免など税制上の優遇措置

- (7) 琵琶湖西岸断層地帯地震など発生する確率が高い地域の防災対策推進地域への指定および防災対策基盤整備が実施できるような特段の法整備と財政支援
- (8) 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織等の育成に向けた専門員派遣などの人的支援
- (9) 災害時における災害時要援護者避難支援を実施するにあたり、災害時要援護者支援台帳やそれに伴うシステムの構築、避難誘導、情報伝達収集手段の整備、福祉避難所の整備に伴う助成制度の創設および充実ならびにこれらの支援にあたるコーディネーターの養成や拠点となるボランティアセンターの整備に関する積極的な支援

3. 公共施設の耐震化事業推進について

公共施設の耐震化事業を推進するため、特に広域避難所に指定されている公共施設の耐震化事業にかかる耐震診断費、実施設計費、補強工事費等に対し、県補助制度の充実強化を図られるとともに、国の補助制度の拡充について積極的に働きかけられたい。

あわせて、県立学校施設の耐震化を図られたい。

4. 彦根城の世界遺産登録に向けた全庁的な取り組みについて

彦根城の世界遺産登録は、滋賀県の魅力を国内外に発信でき、県内全体の観光資源・地域活性化策としても非常に有益であることから、世界文化遺産暫定リストに掲載されている「彦根城」の早期登録に向けて、国・県・市が一致団結して登録推進を図れるよう、知事直轄の組織体制のもと全庁体制で取り組みいただきたい。

[新 規]

総合政策部

1. 地域総合センター運営事業補助金の確保について

地域総合センターは人権啓発ならびに福祉の拠点として重要な役割を果たしていることから、その運営に支障が生じないように運営費等補助金の継続確保を願いたい。

2. 県道における歩道照明灯の設置について

整備された道路（橋梁を含む）および整備中の道路は、歩道が整備されても歩行者用の照明が設置されていないことから、連続した歩道照明灯の設置を願いたい。

総 務 部

1. 滋賀でモノづくり企業応援助成金について

企業誘致のインセンティブとして重要な「滋賀でモノづくり企業応援助成金」にかかる予算の確保および制度の維持を願いたい。

〔新 規〕

2. 県職員の市役所への派遣について

住民に身近な行政事務を迅速かつ効率的に行えるよう、地方分権一括法・地域主権改革一括法によって、県から市町に事務事業の委譲がなされ、関係条例や執行体制の整備を求められているが、これまでの県職員の蓄積されたノウハウを、地域の自主性および自立性を高める改革を進める市の行政に生かすため、市役所への専門職員の派遣を願いたい。

3. 滋賀県版一括交付金制度の本格的な検討について

地方分権の社会を確立するにあたり、県や市町がそれぞれの分野において適切に役割を分担し、地域の実情に応じ自主性や自立性、独自性に富んだ主体的な行政サービスを提供できるよう十分協議のうえ、安易な予算減額とならない「滋賀県版一括交付金制度」の導入を早期に図り、対象事業の拡大と増額を願いたい。

また、交付金制度創設時に削減された金額の復活を強く要望する。

4. 滋賀県行財政改革方針における事業見直しについて

県においても、市町が財源不足の対応について苦慮しているのと同様に大変厳しい財政状況であることは十分に理解するところであるが、事業見直しにあたっては県独自の施策・事業・組織の効率化や抜本的な見直しを行った上での財源確保を基本とし、市町への補助金を削減することのないよう強く要望する。

5. 水源の里振興施策について

集落が主体的に行う地域の維持および再生への取り組みを推進するため、次の事項について集落支援をはじめとする過疎対策の推進に向けた県の積極的な取り組みと財政支援を願いたい。

- (1) 琵琶湖や山間部などの豊かな自然環境に加え、そこでの暮らしにも焦点を当てた琵琶湖の源流地域（水源の里）の全国的なPRやイメージづくりを展開されたい。
- (2) 過疎・高齢化対策について、横断的・総合的な観点から各市町や地域の実情に応じて、国や県、民間団体等の施策をコーディネートし、また、県独自の施策を立案実施する専門部署を創設願いたい。
- (3) 地域活性化や若者の定住促進に向け、都市部等との情報化格差の是正を図るため、有線・無線を問わず高速情報通信網整備の均衡について適切に配慮するよう通信事業者に働きかけるとともに、既に補助金交付等により一定整備された地域においても、4G（第4世代移動通信システム）通信網や光ファイバー網の広域整備といった新たなハード整備事業の充実・強化を図られたい。〔新規〕
- (4) 特定地域（過疎・高齢化が特に進む地域）での起業や就業に必要な施設・機械等への補助および地域資源を活用した民間投資に対する支援制度を創設願いたい。

6. 地方債制度の改善等について

逼迫した地方公共団体の財政状況のもと、水道事業、下水道事業等公営企業経営の一層の健全化を図るため、地方債制度の拡充を図られるよう、特に次の事項について国に対して要望願いたい。

- (1) 水道および下水道施設の平均耐用年数と同程度の期間への償還期限の延長〔新規〕
- (2) 高利率の企業債（水道事業・下水道事業）に対する借換え制度の充実〔新規〕
- (3) 国の臨時措置として「公的資金補償金免除繰上償還制度」の再延長と拡充および必要枠の確保ならびに緩和（対象起債利率5%から4%以上へ、健全化計画策定要件の簡素化等）

琵琶湖環境部

1. 土砂埋立て処分にかかる規制制度の創設について

滋賀県の良い自然環境を保全し、あわせて災害の発生を未然に防止すること等を目的として、土砂の搬入・搬出、埋立て処分等について規制するための県条例等を創設されたい。

〔新 規〕

2. 強い林業と木材産業の再生に向けた取り組みについて

県土の50%を占める森林は、木材などの林産物の供給、水源のかん養、地球温暖化防止など様々な機能を有しており、強い林業と木材産業の再生を図るため、次の事項について積極的な対策を願いたい。

- (1) 集約化森林施業の普及・定着に向けて、県・市町・林業事業者が連携して森林所有者や地域の集約化施業への合意を得るとともに、境界明確化や高密度な作業路網の作設などの面的な整備を効率的に進めるため、集約化施業推進体制の整備を願いたい。
- (2) 各市では公共建築物木材利用促進基本方針を定め、森林組合・地域製材業者・木材利用者等と連携し、地域材の利用促進と安定供給に取り組んでいるが、市域での取り組みに限界があるため、広域的な流通システム構築を願いたい。

〔新 規〕

3. 琵琶湖保全対策の推進について

各地域における琵琶湖の総合保全対策推進のため、次の事項について県の積極的な支援と国への働きかけを願いたい。

- (1) 琵琶湖にかかる湖沼水質保全計画（第6期）に基づく事業の一層の推進
- (2) 「第1期マザーレイク計画」の評価を踏まえ、「第2期マザーレイク計画」の推進と内湖の再生事業推進

4. 水草、ヘドロおよび湖底散乱ごみの除去対策について

近年琵琶湖や内湖において異常繁茂が恒常化しているナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイなどの外来水生生物をはじめ水草類の刈り取り作業について、湖辺への漂着藻も含め、それらの抜本的（根こそぎ）除去と広域的な有効利用や処分場の確保等について積極的な対応を願いたい。

また、水草や湖底のヘドロはもとより、湖底の散乱ごみは、琵琶湖全域にわたる問題であり、市単独で対応できることではなく、魚類の生息にも悪影響を及ぼすことから、積極的な対応を願いたい。特に漁業操業時に回収されるビニール系のごみについては、県と市町、漁業者が連携して琵琶湖のごみ回収・処理ができる仕組みを確立されたい。

加えて、近年では局地的な豪雨や台風の接近に伴う大雨によって突発的な河川の大増水で琵琶湖に大量のごみ等が流れ込み、広大な湖岸面積を漂着ごみが覆うという事態が起こっている。そのため、これらの漂着ごみについても、県と市町が連携して処理できる統一した仕組みを確立されたい。

5. 県管理地の適正管理について

琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた水草やヨシ屑等の回収・処分については、管理者として適正に行っていただきたい。

6. 自然公園施設の管理について

県が設置された自然公園施設については、市町が受託し適正な維持管理に努めている。今後も引き続き適切な維持管理を行うためには、設置者である県の責任において、必要な維持管理委託料を確保されるとともに、老朽化が進んだ県直接管理の自然公園施設については適正な管理および改修を願いたい。

7. 合併浄化槽の設置および維持管理に伴う補助について

県の財政構造改革プログラムに基づく、合併浄化槽の維持管理に伴う補助の削減については、従来どおり減額することなく、復元していただくよう特段の配慮を願いたい。

また、災害時の被災浄化槽の復旧に対する補助を充実願いたい。

8. し尿および浄化槽汚泥の効率的な処理について

し尿および浄化槽汚泥の処理について、県内の処理施設の整理統合や下水道への直接投入など、各市町にとって効率的な施設整備・運営が図れるよう、将来的な視点を持った方策を検討されたい。

また、し尿処理施設から流域下水道への投入基準の緩和を願いたい。

9. 農業集落排水処理施設の公共下水道への接続に向けた支援について

「農業集落排水処理施設」の公共下水道への接続にあたり、「滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金」の補助を拡充されるよう特段の配慮を願いたい。

10. 再生可能エネルギーの推進に対する支援について

地球温暖化対策を目的とした再生可能エネルギーの普及のため、次の事項について県の積極的な支援と国への働きかけを願いたい。

- (1) 国および県における住宅用太陽光発電導入に係る支援制度の継続と所要予算額の確保
- (2) 国の再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）の交付先の拡大
- (3) 滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プランに基づく地域特性に応じた自然エネルギー導入による地域内循環モデルの確立に向けた取り組みに対する支援

11. 下水道の整備促進について

下水道の整備促進のため、次の事項について財政措置を含めた県の積極的な対応を願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金制度における下水道事業の推進に必要な予算の確保と中長期的な視野に立った安定的かつ確実に事業が実施できる制度の拡充を国に強く働きかけられたい。
- (2) 下水道事業にかかる起債条件を改善し、償還年限を延長するとともに借換措置にかかる借入先、借入利率等の要件を緩和されるよう国に要望されたい。

12. 土砂災害防止対策の推進について

近年は、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まっており、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保、ならびに各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、過去の経緯を踏まえ現行の補助率を堅持されるとともに、増額を願いたい。
また、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られたい。
- (4) 災害発生箇所への速やかな対応を願いたい。

13. 貴重な巨樹・巨木の保全対策について

巨樹・巨木を含む天然林は、豊かな生態系と琵琶湖の水を育む非常に貴重な環境資源であることから、巨樹・巨木の森林整備事業の継続と歩道整備、森林整備への支援制度の拡充を願いたい。

14. クリーンセンター滋賀の安定経営に向けた県の支援について

企業や事業所が立地する上で必要不可欠な産業基盤として、県内唯一の産業廃棄物管理型処分場であるクリーンセンター滋賀の安定経営のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 財団法人滋賀県環境事業公社の公益法人への移行にあたっては、移行後も同公社の経営に県としての責任を果たすため、今後も知事が理事長に就任されたい。
- (2) 立地地域の安心した生活を保つため、環境事業公社に対し環境保全に対する適切な指導を願いたい。
- (3) クリーンセンター滋賀が安定した経営を行うまでは、県として環境事業公社に対し適切な支援を願いたい。

15. 廃棄物処理対策の充実について

廃棄物処理対策について、県の積極的な支援、援助を願いたい。
特に、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 廃棄物処理施設は、地域住民の生活の維持に必要不可欠な存在であり、その整備事業自体は廃止することができないことから「滋賀県廃棄物処理施設整備事業促進市町交付金」を復活、あるいはそれに代わる市町支援のための新制度創設を願うとともに、施設更新後における旧施設の解体・撤去費用にかかる交付金制度の新設を願いたい。
- (2) 「循環型社会形成推進交付金」の満額交付や交付対象事業の拡充および標準歩掛りの策定を国に対して要望されたい。
- (3) 「特定家庭用機器再商品化法」の趣旨を守り、円滑な資源化を図るため、次の事項について国に強く働きかけられたい。
 - ア) 特定家庭用機器の製品購入時にリサイクル費用を支払う前払い制度の導入完全実施
 - イ) リサイクル指定引取り場所の増設

16. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は拡大の一途をたどり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防除策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下ばかりか生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲として理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

あわせて、国からの鳥獣被害対策への支援が受けられるよう、鳥獣捕獲関連予算の確保に向けた取り組みを願いたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
〔新 規〕
- (2) 「鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」である鳥獣侵入防護柵設置事業の次年度以降の継続実施と予算の確保
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整数は群の50%）の削除
- (4) 地域の実情に応じた緩衝帯の整備が柔軟に対応できるような制度の充実〔新 規〕
- (5) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保および県の直接捕獲事業の実施
- (6) 有害鳥獣害対策にかかる近隣府県との協力連携体制の構築〔新 規〕
- (7) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の確保〔新 規〕
- (8) 県との連携を一層強化し、総合的な鳥獣害対策を効果的に推進するため、市町への専門職員の派遣〔新 規〕

健康福祉部

1. 低床バスおよびノンステップバスの導入促進について

「稼働等円滑化の促進に関する基本方針」に定める整備目標を達成させるため、バス事業者に対して低床バスおよびノンステップバスの導入促進を積極的に働きかけるとともに、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり」を推進させる観点から、県独自の財政支援措置を再開していただきたい。

2. 福祉医療費助成制度の維持について

少子化対策・福祉支援対策の推進を図るため重要と考えられる福祉医療費助成制度については、平成26年度以降も現行制度を維持されたい。

3. 子育て支援の体系的整備について

家庭・地域・労働形態の変化に伴う子育て環境の多様な変化に対応し、地域に密着した子育て支援を行うため、特に次の事項について財政援助を含む総合的な支援策を講じられたい。

- (1) 県が実施されている小学校就学前までの乳幼児医療費助成制度について、所得制限の撤廃および自己負担金の無料化を願うとともに、対象者の年齢を中学校3年生まで拡充されたい。
- (2) 働く親と子供の子育て支援や市民福祉の公平性の観点から、医療ケアの必要性が高い児童を積極的に受け入れるため、保育園・幼稚園における看護師の配置にかかる財政支援を願いたい。 [新規]

- (3) 全ての保育所において、家庭支援を必要とする児童等に対し、支援を行うための家庭支援推進保育士が配置できるよう、補助基準等の見直しを願いたい。
- (4) 共働き、ひとり親家庭の増加や子どもの安全対策を考えて総合的な放課後対策を必要とする家庭は、今後益々増えることが予想される。子育てをしながら安心して働けるよう放課後の居場所づくりに向けた支援の拡充を図られたい。
- (5) 補助要件に満たない10人未満の小規模学童保育所に対する放課後児童健全育成事業の補助基準の拡大、指導員の雇用条件の改善に繋がる補助基準の充実、放課後健全育成事業の児童数別運営費基準額の見直しを国に働きかけていただくとともに、県の制度を拡充されたい。
- (6) 既存の放課後児童クラブ実施施設における備品等の整備について、助成事業の対象となるよう見直しをされたい。
- (7) 保育環境の向上を目的とし、特別配置されている保育士等職員に対する人件費補助の補助基準の拡大および財政措置の拡充
- (8) 老朽化の著しい公立保育所等の増改築や耐震化、幼保一体化施設の整備などに対するより一層の財政措置の拡充を図られたい。
- (9) 両親ともに外国籍の子どもが安心した保育所生活が送れるよう、通訳ボランティア派遣にかかる補助制度を創設されたい。
- (10) 子供を安心して育てることができるような体制整備のために多種・多様なメニューで設置された「安心こども基金」について、平成26年度以降も存続されるとともに、地方の実績に即して活用できるよう自由度の高い制度とされたい。
- (11) 今年度より新たに3歳児に対する3歳児保育特別配置事業として補助制度を創設いただいているが、待機児童の大半を占めるのは3歳未満児である。すでに1・2歳児については低年齢児保育加配保育士に対する補助を実施していただいているが、年々増加傾向にある0歳児の年度途中での入所希望者に対応する保育士の確保策として、年度当初から保育士を雇用している実態があることから、これに対する新たな補助制度を拡充創設されたい。〔新規〕

4. 予防接種法に基づく定期接種の拡大に伴う 財政支援について

本年4月からの予防接種法の一部改正により、新たにH i b感染症、小児肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症が定期予防接種の対象となり、これまでの定期予防接種を含め多額の経費を要している。財源については現在地方交付税措置となっているが、国民の健康や命を守る目的である予防接種事業については、国の責任において実施すべきものであることから、明確かつ恒久的な財源措置の創設が図られるよう国に働きかけられたい。

また、付帯決議とされた4ワクチン（水痘、おたふくかぜ、B型肝炎、成人用肺炎球菌）についても、速やかに法に基づく定期接種に位置づけるとともに、ワクチンの安定供給体制や明確な財源確保がなされるようあわせて働きかけを願いたい。

5. がん検診および肝炎検査の個人負担金の 無料化継続について

がん検診の受診率向上のためにも、がん検診推進事業において継続した財政支援を願うとともに、女性特有のがん検診をはじめ、大腸がん検診、肝炎ウイルス健診における個人負担金の無料化については事業を継続するよう、国に対して強く働きかけられたい。

6. 介護職場の人材確保・拡充について

介護報酬をはじめとする制度的な処遇改善が進まないことなどから、介護サービス事業所では介護従事者の確保が大変厳しい状況である。

在宅療養にかかる医療・介護の充実を推進し、さらなる施設整備や地域包括ケアシステムの構築を進めていくうえで、介護・看護・福祉従事者の拡充は、質の高いサービスの提供に必須であり、人材確保・定着・育成策の一層の推進を願うとともに、人材確保のための県事業の実施にあたっては、給与を含めた地域格差の解消に向けた対策を講じられたい。

また、資格取得の機会を確保するため、介護・福祉専門職養成機関の整備を進めていただきたい。

7. 介護保険制度の円滑な運営にかかる支援について

介護保険制度が社会保障制度として、国の責任において長期的に安定した運営が行われるよう、次の事項について国へ働きかけられたい。

- (1) 介護給付費負担金は、各保険者に対し給付費の25%（施設等給付費20%）を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化することとされたい。
- (2) 第1号被保険者の保険料について、保険者ごとに規定している減免制度や個人の所得に応じた世帯概念を用いている賦課方法を改め、個人の所得や収入による個人賦課の方式など、より公平な保険料設定となるよう見直されたい。

- (3) 平成23年4月に「高齢者の居住の安全確保に関する法律」の改正に伴い新たに創設された「サービス付き高齢者住宅」の整備にあたり、次の事項について国への働きかけを願いたい。
- ア) 「地域包括ケア」が目指す、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供する仕組みづくりを推進するため、高齢者住宅の整備に市町が関与できる仕組みを構築されたい。〔新規〕
 - イ) 一定の要件を満たすものを除き、介護保険等の住所地特例の対象外とされている当該住宅について、所在する市町の介護保険財政に大きな影響を与えることから、住所地特例の適用となるよう法改正等の適切な措置を講じられたい。
- (4) 地域包括ケア研究会の今後の検討のための論点整理であげられているとおり、介護保険事業計画策定にかかる「住まい」の観点から高齢者居住安定確保計画の早期策定を願いたい。〔新規〕

8. 地域生活支援事業の国県補助額の適正化について

地域生活支援事業を円滑に進めるため、次の事項について支援策を講じられるとともに、国への積極的な働きかけについて特段の配慮を願いたい。

- (1) 国においては、実施要項上の上限である100分の50の補助を行われるよう、国に働きかけられたい。
- (2) 県におかれては、国の予算の減額に関わらず、実施要項上の上限である100分の25の予算額を確保されたい。
〔新規〕

9. 生活保護制度の適正化について

年々増嵩する傾向にある生活保護費の適正化を図るため、次の事項について国への働きかけを願いたい。

- (1) 生活保護費のうち、一番大きな割合を占める医療扶助について、支給の適正化および抑制のためにも一部自己負担金の導入や後発医薬品の利用義務化を制度化されたい。
- (2) 返還金、徴収金について、適正な額を保護金品等から差し引く、あるいは強制的に徴収ができるよう法改正を願いたい。

〔新 規〕

10. 障がい者（児）福祉の充実について

障がい者（児）の生活支援対策の充実強化のため、次の事項について支援策を講じられるとともに、国への積極的な働きかけについて特段の配慮を願いたい。

- (1) 日中活動支援事業所において安全で適切なサービスを受けられるよう、1対1対応が可能な支援体制の整備を図るため、特別支援加算制度の創設について国に強く働きかけられるとともに、県においても助成制度を創設されるなど特段の配慮を願いたい。
- (2) 重症心身障がい者（児）への処遇改善を図るために施設に対して支払われている重症心身障がい者（児）特別加算費について、制度改正後においても県の責任において継続されたい。

また、重症心身障がい者に対する通所支援事業等についても、応分の県負担増のもと真摯に市町と協働で施策創設に取り組まされたい。

- (3) 障害者自立支援法に基づく県の責務である広域調整と専門的な支援・人材育成について、他の都道府県より遅延している分野の実態を直視し、必要な施策化に取り組みたい。〔新 規〕
- (4) 高次脳機能障がい者に対する支援策の確立を図られたい。
- (5) 保育所や放課後児童クラブ等における重度障がい児保育にかかる専門職員等の配置と加配に関する補助制度の創設および障がい児加配職員数に応じた補助金、特に看護師を配置するための補助金の交付を願いたい。
- (6) 知的障がい者更生施設（入所）の増設と整備費補助の充実強化を図られたい。
- (7) 痰の吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療ケアが必要な児童生徒が安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学システムの構築を願いたい。
〔新 規〕

11. 積極的な医師・看護師確保対策の実施について

全国的に小児科、産婦人科、麻酔科等リスクの高い診療科を中心に医師不足が深刻化しているとともに、都会志向が強い臨床研修医の確保にも大変苦慮しており、本県においても自治体病院等における医師および看護師の数が大幅に不足し、地域偏在が生じていることから医師・看護師確保のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 滋賀医科大学と連携して平成24年9月に開設された「滋賀県医師キャリアサポートセンター」を中心に、県内病院の医師配置状況を把握・分析しながら、地域や診療科による偏在の解消に向け、実効性のある医師確保対策事業を実施されたい。

- (2) へき地医療を担う常勤医師の継続した配置を願うとともに、地域医療の確保・存続のため常勤医師を派遣されたい。
- (3) 医療が高度化、専門化する中、安全で質の高い看護サービスを提供するため、特定看護分野において高い水準の知識と技術を要する看護職員が求められている。
これらの研修機会の増大を図るため、教育体制の整備および実施に対する財政措置を含めた養成教育への支援策の実施について、早急に対応されたい。

12. 自治体病院運営に対する県の財政支援について

自治体が運営する病院は、市民だけでなく、他市町にわたる広範囲な地域住民の生命と健康を守るため、救急等の不採算部門を担っている公的医療機関として存在している。そのような中で、病院を持つ自治体の財政負担は非常に大きく、健全経営を維持していくことが難しい状況となっている。

このような現状から、次の事項について、県の格段の配慮を願いたい。

- (1) 救急医療、周産期医療、へき地医療など不採算部門に対する今まで以上の財政支援を講じられたい。さらに自治体が運営する基幹病院に対して、県独自の財政支援を願いたい。
- (2) 新型インフルエンザなどの新興・再興感染症の流行時には、患者の急増も懸念されることから、これまでの経験を踏まえ、迅速な情報提供、必要となる医療機器・薬剤などの確保など財政支援を含め適切な対応を願いたい。

13. 後期高齢者医療の安定化に向けた支援について

滋賀県後期高齢者医療制度について、高齢化の進展に伴う被保険者の増加と相まって医療費が年々増大する中、高齢者に過度の負担を強いることなく持続可能で健全な運営を確保するため財政支援を願いたい。

14. 水道施設整備に対する財政支援について

浄水場や基幹管路等の水道施設の再構築事業に対する新たな財政支援体制の確立、また、安全強化のための施設整備に対する財政支援を図られたい。

- (1) 水道施設の耐震強化など施設の再構築事業を積極的に推進できるよう「高度浄水施設等整備事業」および「ライフライン機能強化等事業」の採択基準の緩和を図られたい。
 - ア) 資本単価要件である「資本単価90円/m³以上であること」を「50円/m³以上」に緩和されたい。
 - イ) 老朽管更新事業で「布設後20年以上経過した塩化ビニル管、铸铁管、コンクリート管、30年以上経過したダクタイル铸铁管であって、導水管、送水管、配水管」の要件を「20年以上経過したダクタイル铸铁管」を対象にされたい。
- (2) 上水道施設において老朽化した施設の改良・改築・更新事業に対し、簡易水道等施設整備費補助と同様の財政措置を図られたい。

15. 国民健康保険への財政支援強化および広域化の促進について

国民健康保険への財政基盤の充実・強化および広域化の推進を図る措置として、次の事項について国の責任と負担において実現されるよう強く働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 国民皆保険を支える最後の砦である国民健康保険制度を維持するため、療養給付費等に対する国庫負担率の引き上げ
- (2) 市町村単独事業による福祉医療費助成制度の実施に伴う療養給付費負担金および普通調整交付金の減額措置の廃止
- (3) 都道府県を主体とする広域化のために生じる各種システム等の改修費用に対する財政支援措置〔新規〕
- (4) 都道府県単位の広域化がスムーズに進むよう、県のきめ細やかな指導力の発揮と県内の実情を捉え調整を行った上での広域化等支援方針に基づく事業の実施
- (5) 国民健康保険財政が大変厳しい状況であることを認識され、診療報酬の算定にあたっては、より一層の透明化を図るとともに、適正化に努めること。
- (6) 福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置の補てんとして実施されている滋賀県国民健康保険給付対策費補助金の拡充
- (7) 特定健康診査・特定保健指導の実施率による後期高齢者医療支援金の加算・減額措置の撤廃
- (8) 資格喪失後受診の返還金を国民健康保険と被用者保険等との間で調整できるような法整備〔新規〕

16. 児童家庭相談業務体制整備にかかる支援に

ついて

児童福祉法の改正に伴い、市町で家庭児童相談室等を設置し、児童家庭相談に積極的に応じているところであるが、従来にも増して専門性を必要とするケースが増加しており、さらなる連携の強化が求められている。

については、相談体制充実のため、財政的・人的支援制度の創設を国に強く要望されるとともに、児童虐待相談等に迅速かつきめ細かな対応を図るため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 子ども家庭相談センター職員の増員や市町の体制を充実整備するための専門職の配置等人的支援
- (2) 円滑に児童の安全確保ができるよう、施設の定員および施設担当職員を増員するなど、一時保護施設の充実
- (3) 幅広い見識をもって市町に対する指導・助言ができる職員の育成および家庭児童相談員の研修充実
- (4) 資格を有する専門相談員配置に対する財政支援制度の創設

商工観光労働部

1. 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施 について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に対して働きかけられるとともに、県の重要施策として推進されたい。

- (1) 県内共通の行政情報の県による多言語化や、やさしい日本語を用いた公文書の書き換えと迅速かつ的確な周知
- (2) 国や企業と連携した県内での外国語による職業訓練のさらなる充実、外国語による技能資格試験の受験促進、就労につながる日本語教室など、実効性のある就労支援

2. 滋賀でモノづくり企業応援助成金について

企業誘致のインセンティブとして重要な「滋賀でモノづくり企業応援助成金」にかかる予算の確保および制度の維持を願いたい。

〔新 規・再 掲〕

3. 再生可能エネルギーの推進に対する支援について

地球温暖化対策をはじめ、東日本大震災の発生以降、将来の電力供給のあり方など、国のエネルギー政策の見直しや電力供給の問題による産業活動への影響など低炭素社会づくりを進める上での環境に大きな変化が生じている。

については、地域の資源を活かした循環型社会の実現を目指すため、市町が積極的に推進する各種取り組みに対する県の継続的な支援と国への働きかけを願いたい。

- (1) 国および県における住宅用太陽光発電導入に係る支援制度の継続と所要予算額の確保
- (2) 国の再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）の交付先の拡大
- (3) 滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プランに基づく地域特性に応じた自然エネルギー導入による地域内循環モデルの確立に向けた取り組みに対する支援

〔再 掲〕

農政水産部

1. 市街化区域および農業振興地域整備計画農地 利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

長引く不況の中で、時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項について、国に対して働きかけるとともに、県としても柔軟な対応を願いたい。

- (1) 現在の広域による市街化区域の設定ではなく、基礎自治体の特性を活かした土地利用が図れる市街化区域の設定が可能となるような制度の見直し
- (2) 現在、県知事の同意が不可欠となっている農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて、基礎自治体の特性と実態に即した農用地利用計画の設定が可能となるような県知事の協議・同意の見直し
- (3) 受益地が広域に及ぶ農業振興地域内のかんがい排水事業等を土地改良事業完了後8年未満の対象から除外すること

2. 市町が農地を取得することについて

現行法においては、原則、市町は農地の所有権を取得できないとされている。(農地法第3条第2項第2号)しかしながら、国または都道府県の場合はその権利が認められており、その許可も不要とされている。(農地法第3条第1項第5号)これについては農業大学や農業高校、試験場等の所有・運営の必要性からと考えるが、今後においては農業の一層の保全と振興の必要性、特に食育や地産地消をはじめとした、まちづくりの観点と多角的な都市経営の視点により、基礎自治体である市町においても農地の所有権の取得・活用が容易にできるよう県の支援と規制緩和を国に働きかけられたい。

3. 米粉パン等の学校給食への利用拡大および助成について

地産地消、食育推進基本計画の推進とともに、米の消費拡大を図る観点から、米粉パン等の学校給食への利用推進体制の確立と県の助成制度を創設されたい。

4. 環境保全型農業直接支払交付金等にかかる市町事務等簡素化について

経営所得安定対策と環境保全型農業直接支払交付金制度の事務量の簡素化等の配慮を願いたい。

なお、環境保全型農業直接支払交付金事業の中で滋賀県独自の支援対象として取り組んでいる2項目(①緩効性肥料の利用 ②硝化抑制剤入り肥料の利用)については、引き続き国の制度として支援対象となるよう強く働きかけられるとともに、国の支援対象とならない場合においても、市費負担の軽減を図った中で、県独自事業施策として継続支援されたい。

5. 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は拡大の一途をたどり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、さらなる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防除策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下ばかりか生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を動物愛護団体等に強く訴え、被害防止のための鳥獣捕獲として理解が得られるよう調整を図り、次の事項について抜本的な被害防止対策を確立されたい。

あわせて、国からの鳥獣被害対策への支援が受けられるよう、鳥獣捕獲関連予算の確保に向けた取り組みを願いたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業の統一と補助単価の引き上げ
〔新 規〕
- (2) 「鳥獣被害防止総合対策交付金整備事業」である鳥獣侵入防護柵設置事業の次年度以降の継続実施と予算の確保
- (3) 捕獲数に制限が設けられているため個体数の調整が困難なニホンザルについて、特定鳥獣保護管理計画の改定と捕獲制限（有害鳥獣捕獲は群の10%、個体調整数は群の50%）の削除
- (4) 地域の実情に応じた緩衝帯の整備が柔軟に対応できるような制度の充実〔新 規〕
- (5) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員の育成確保および県の直接捕獲事業の実施
- (6) 有害鳥獣害対策にかかる近隣府県との協力連携体制の構築〔新 規〕
- (7) 大量捕獲が必要な野生獣の有効活用および適正な処理を図るため、県による広域的な処理・処分場の確保〔新 規〕
- (8) 県との連携を一層強化し、総合的な鳥獣害対策を効果的に推進するため、市町への専門職員の派遣〔新 規〕
〔再 掲〕

6. 末端農業水利施設の保全更新について

農を支える水利施設の老朽化の進行により、近年、管漏水など突発的事故が多発していることから、アセットマネジメントの実施方針（基幹から末端に至るすべての農業水利施設の保全管理を推進）に基づく施設の保全更新にあたり、次の事項について対応されたい。

- (1) 関係市町、特に末端水利施設を管理する土地改良区との十分な協議・調整
- (2) 老朽化が進展する農業水利施設の適切な保全管理や整備に向けた県の財政的支援および国に対する事業採択要件緩和の働きかけ〔新 規〕
- (3) 石綿管の更新対策にかかる補助率のガイドラインの改正と新たな制度設計・構築に向けた国への働きかけ〔新 規〕

7. 農事用電力料金の値上げに対応した取り組みへの支援について

今回の農事用電力の大幅な値上げは、老朽化が進む施設の保全更新の課題を抱える中、土地改良区の財務状況を更に逼迫させ、今後の組織運営が益々深刻な事態となることが危惧されることから、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 施設機械の更新に際しては、電気代などの維持管理コストを最小限とする最適設計を検討されたい。
- (2) 土地改良区の自主的な節電への取り組みに対する補助制度の構築および財政支援を願いたい。
- (3) 各種補助金、交付金の拡充などにより、農家負担を軽減するための手厚い財政支援を講じられたい。

〔新 規〕

8. 強い林業と木材産業の再生に向けた取り組み について

県土の50%を占める森林は、木材などの林産物の供給、水源の
かん養、地球温暖化防止など様々な機能を有しており、強い林業と
木材産業の再生を図るため、次の事項について積極的な対策を願
いたい。

- (1) 集約化森林施業の普及・定着に向けて、県・市町・林業
事業者が連携して森林所有者や地域の集約化施業への合意
を得るとともに、境界明確化や高密度な作業路網の作設な
どの面的な整備を効率的に進めるため、集約化施業推進体
制の整備を願いたい。
- (2) 各市では公共建築物木材利用促進基本方針を定め、森林
組合・地域製材業者・木材利用者等と連携し、地域材の利
用促進と安定供給に取り組んでいるが、市域での取り組み
に限界があるため、広域的な流通システム構築を願いたい。

〔新 規・再 掲〕

土木交通部

1. 滋賀交通ビジョンの推進について

都市基盤の根幹となる総合交通体系早期整備のため、平成25年度中に策定される滋賀交通ビジョンに次の事項を反映するとともに、国・関係機関への働きかけを願いたい。

なお、策定にあたっては、市町から聴取した意見等を十分に踏まえ、県の説明責任を果たしていただきたい。

- (1) 隣接府県、県内主要地間を結ぶ県土交通ネットワークの整備促進
- (2) 特定事業者としての道路および交通安全施設の整備促進と交通バリアフリー化にかかる公共交通特定事業の推進に対する支援
- (3) 湖上交通の整備促進とそれに伴う基盤施設の整備
- (4) J Rおよび地方鉄道の整備促進
 - ア) J R琵琶湖線の複々線化および草津線の複線化
 - イ) 輸送力の強化および列車ダイヤの増強改善
 - ウ) 駅舎の新改築、改修およびエレベーター等駅施設のバリアフリー化の整備に対する支援
 - エ) 交通体系（駅・バスや新交通導入・パークアンドライド等）を核としたまちづくりの支援
 - オ) J Rおよび地方鉄道の駅周辺開発事業等のまちづくりへの支援
 - カ) （仮称）びわこ京阪奈線および（仮称）琵琶湖若狭湾快速鉄道建設構想の推進
 - キ) 輸送力の強化および列車ダイヤの増強改善
 - ク) J R湖西線の風対策の促進強化〔新規〕
- (5) 自治体が運営を支援する鉄道や地域間幹線バス路線およびコミュニティバス等の地域公共交通に対する支援
- (6) 自治体管理駅の維持管理に対する支援

2. 隣接府県、県内主要地間を結ぶ道路交通ネット

ワークの整備促進について

滋賀県道路整備アクションプログラムに基づき、真に必要な道路整備にかかる予算確保のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 社会資本整備総合交付金を活用した道路整備に必要な予算の確保ならびに運用の透明化を図られるとともに、特に供用開始を目前としている事業への重点配分など、事業効果を早期に発揮するため、前倒しによる事業実施を進められたい。
- (2) 今後、広域圏の再編が想定される中、隣接府県と本県を結ぶ重要路線を将来的な広域連携・交流の軸として県が戦略的に位置づけ、重点的に整備促進を図られたい。
- (3) 幹線道路としての機能を有している市道の県道昇格を進められたい。
- (4) 地域高規格道路既指定路線の早期整備を図られたい。
- (5) 県道・国道バイパス・県施行の都市計画道路の早期整備を推進されたい。
- (6) 県域および隣接府県域を通過する高速道路への接続道路ならびに連絡道路の早期整備を推進されたい。
- (7) 重要幹線の交通混雑緩和対策の早期推進を図られたい。
- (8) 歩道未設置箇所への歩道整備を推進されるとともに、県道における歩道照明等の整備について早急な対応を願いたい。
〔再 掲〕
- (9) 原子力防災対策の観点から、広域的な避難道路や迂回道路の整備など、緊急事態にも対応できる道路整備を推進されたい。
- (10) 異常気象災害に対応できるよう、代替道路の整備や県道の複線化など、災害に強い道路網整備を推進されたい。
- (11) 橋梁などの重要構造物の長寿命化に向けた効率的な更新や維持管理の充実を図られたい。〔新 規〕

3. 新名神高速道路の早期整備と改良について

新名神高速道路は、人と物流の大動脈として日本経済を牽引する高規格幹線道路網の核をなす高速自動車国道であり、安全で安心できる強靱な国土を構築する上で、最優先に取り組むべき重要な社会基盤施設である。

亀山 J C T～草津田上 I C 間、49.7 km が供用され、経済効果や市民生活の利便性の向上など、大きな効果をもたらしており、また、南海トラフ地震など防災面の観点からも、平成 24 年 4 月に再着工された大津以西の「大津～城陽」、「八幡～高槻」間の早期整備が求められている。

については、国および各高速道路会社に対して、次の事項について強く働きかけられるとともに、県においてはスマートインターチェンジの整備にかかる連絡路等、周辺道路の整備を図られたい。

- (1) 国益の観点から、有料道路方式で全線を早期かつ着実に整備願いたい。
- (2) 再着工された「大津～城陽」、「八幡～高槻」間の早期整備を図られたい。
- (3) 先に整備中の「四日市～亀山」、「城陽～八幡」、「高槻～神戸」間の早期供用を図られたい。
- (4) 甲南パーキングエリアからインターチェンジへの流出ルートについて、県が事業主体となり整備いただきたい。
- (5) 土山サービスエリア内の未利用地活用への支援をいただくとともに、国による高速道路との連結許可や土山サービスエリア内の施設の充実に向け、中日本高速道路株式会社および関係機関との協議等、早期実現に向けた支援を願いたい。
- (6) 県南部地域の活性化を図るため、スマートインターの整備を図られ得たい。

4. 新たな地域交通体系構築等に対する支援について

コミュニティバス運行対策事業については、継続した利用改善やコスト削減の努力にも関わらず、利用者の減少等により毎年経常欠損額が増大しているところである。

こうした中、高齢社会の進展や環境問題の観点からも公共交通の必要性は高まっていることから、地域公共交通の継続的な維持および活性化を図るため、滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金交付要綱における補助率の改善ならびに補助金限度額特例（設定）を撤廃されるとともに、車両購入補助金の拡充とリース費用への補助を願いたい。

5. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

6. 県施行土木建設事業にかかる市町負担金のあり方について

国の直轄事業負担金と同様、県施行の土木建設事業にかかる市町負担金のあり方について、一層の見直しを図りたい。

- (1) 事業実施にあたっての市町意見が反映できる制度の創設
- (2) 負担金額ならびに負担率の適正化

7. 都市計画区域に関するさらなる権限委譲について

時代の変化に即応できる都市計画を基礎自治体である市町自らが構築できるよう、区域区分の決定など現在県にある権限のさらなる委譲を実現願いたい。

8. 改良住宅の譲渡について

改良住宅の譲渡を円滑に進めるため、次の事項について国への積極的な働きかけを願いたい。

- (1) 改良住宅の譲渡にかかる権限の県への委譲
- (2) 空き家住宅の用途廃止基準の緩和

9. ダム建設中止・検討に伴う治水対策等について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国および滋賀県、さらには地域や有識者も参加し、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、治水安全度を早期に高める手段として位置づけられてきたところである。

しかしながら、現時点においては、計画されていたいずれのダム建設も、中止または検討といった状況におかれている。

流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県におかれては、県民が安全・安心な生活を送れるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 県独自の評価で中止とされた芹谷ダムについては、ダム建設事業と同等の安全度を備えた治水対策案を速やかに提示願いたい。
- (2) 現在国において検討中である大戸川ダムについては、ダム建設とあわせ、準備工事の早期完成ならびに河川改修および維持管理について特段の配慮を願いたい。
- (3) 一級河川安曇川については、北川ダム建設事業と同等の安全度を備えた河道改修等について所定の事業費の確保により早期完成が図れるよう特段の配慮を願いたい。
- (4) 地域住民の苦渋の決断により事業協力に至った丹生ダム建設事業について、下流の異常渇水対策容量等を見込んだ「貯水型ダム」としての方針決定を早期に行い、本体工事に着手するよう、国への働きかけを願いたい。

10. 河川の整備促進について

社会資本整備重点計画にかかる改修事業について、「滋賀県流域治水基本方針」においても根幹的な治水対策と位置づけられる河川整備について、より積極的な取り組みと事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 近年、全国各地で頻発する「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨により甚大な被害が発生していることから、早期に治水対策を確立されたい。
- (2) 公表されている「滋賀県の河川整備方針」や「地先の安全度マップ」の検討結果に基づき、地域の実情に応じて特に天井川等緊急に改修を必要とする一級河川の整備促進に向けた具体策を早期に検討され、実施されたい。
- (3) 環境面と治水面に配慮した十分な維持管理ができるよう大幅な予算の確保を行い、流下能力を確保するための雑木伐採および浚渫等適切な維持管理を願いたい。
- (4) 一級河川は堤体が広大であることから、年2回以上の除草作業と不法投棄防止を含む施設の定期パトロールを実施することにより、適正な施設維持管理の確保を願いたい。
- (5) 未策定となっている圏域ごとの河川整備計画を早期に策定し、県内の治水安全度の均衡に配慮した河川整備事業の推進を行い、浸水被害の軽減に尽力願いたい。〔新規〕
- (6) 流域治水対策上、重要な水系に属する河川の一級河川化について、積極的な取り組みを願いたい。

11. 県管理地の適正管理について

琵琶湖の県管理地に漂着または打ち上げられた水草やヨシ屑等の回収・処分については、管理者として適正に行っていただきたい。

〔再 掲〕

12. 土砂災害防止対策の推進について

近年は、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まっており、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるよう、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保、ならびに各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を急ぐとともに、市町が警戒・避難の指示・勧告を速やかに行えるよう、土砂災害に関する情報伝達の充実を願いたい。
- (3) 市町急傾斜地崩壊対策事業は、過去の経緯を踏まえ現行の補助率を堅持されるとともに、増額を願いたい。
また、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図らるたい。
- (4) 災害発生箇所への速やかな対応を願いたい。

〔再 掲〕

13. 市街化区域および農業振興地域整備計画農地

利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

長引く不況の中で、時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項について、柔軟な対応を願いたい。

- (1) 現在の広域による市街化区域の設定ではなく、基礎自治体の特性を活かした土地利用が図れる市街化区域の設定が可能となるような制度の見直し
- (2) 現在、県知事の同意が不可欠となっている農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて、基礎自治体の特性と実態に即した農用地利用計画の設定が可能となるような県知事の協議・同意の見直し
- (3) 受益地が広域に及ぶ農業振興地域内のかんがい排水事業等を土地改良事業完了後8年未満の対象から除外すること

[再 掲]

教育委員会

1. いじめの未然防止・早期発見・早期対応について

いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、子どもの変化を見抜く目など、いじめ発見に対する教職員の資質向上や、いじめが発生した場合の複雑・多様な対応が求められることから、次の事項について早期の対策を講じられたい。

- (1) いじめの兆候を見逃さないための継続的な加配教員や支援員の配置
- (2) 滋賀県いじめ対策等生徒指導推進事業委託の増額ならびに人員配置にかかる補助金の予算化
- (3) 県教育委員会内にある緊急支援専門家チームが市の要請に応じて速やかに派遣できるシステムの拡充
- (4) 緊急支援専門家チームが学校もしくは教育委員会に駐在し、解決に至るまで支援する体制の確立
- (5) 緊急にスクールカウンセラーを派遣するシステムの拡充およびスクールカウンセラーの増員を図り、すべての小中学校への常時配置の制度化
- (6) 早急に学校生活を平常な状態に戻すための職員の派遣、加配教員もしくは支援員等の配置

2. 35人学級の実現について

小中学校において現在指摘されている諸問題（学力問題、不登校問題、いじめ問題、非行問題、特別支援教育への移行にかかる問題等）を解決し、市民の付託に応える充実した教育を実現させるために、小学校すべての学年で35人学級編成を実施できるよう、それに伴う教員配置数の改善を図られたい。

また、35人学級制導入による実学級と標準学級との差に伴う校舎の増改築には、国が定める必要面積には算入されないため、全額県費負担による施設整備を願いたい。

3. 教育環境の整備・充実について

県南部地域の県立高等学校普通科の受験倍率の高倍率化の緩和に向け、定員増などの具体的対策を引き続き実施されたい。特に、地元の高等学校に進学を希望する生徒がその希望どおり進学できるよう、早期に対策を講じられたい。

県立高校再編計画の実施にあたっては、再編対象高等学校所在地自治体、地元住民、各種団体から出された要望内容を確実に実施し、各種関係団体との十分な対話や地域への丁寧な説明により十分な理解を得るようにして、生徒や地域住民に混乱をきたすことのないよう配慮願いたい。

4. 公立学校施設の整備充実について

学校施設の耐震の取り組みとして行った耐震診断調査等の結果、至急補強又は改築が必要と判断された施設については、児童生徒の安全確保と教育環境の充実を図り、災害時には住民の避難場所としての安全確保を至急確保しなければならないことから、耐震補強や大規模改造、危険改築工事等の事業に対する交付金・負担金のさらなる充実を図りたい。

また、I s 値0.7以下の補強工事、耐力度5,000点以下の危険改築工事の交付率の引き上げについて国への働きかけを願うとともに、県補助制度を創設されたい。

5. 社会教育施設の整備（耐震化等）に対する補助制度の創設について

図書館や公民館、体育館など社会教育施設の耐震調査、耐震補強工事等に対する県補助制度を新設されたい。あわせて、国に対しても同様の支援制度を創設されるよう強く働きかけられたい。

6. 学校統合のためのスクールバス導入等助成制度の創設について

小中学校の統合に伴い通学距離が増加する地域や通学の安全性を確保するためにスクールバスの運行が必要な地域が発生しており、また、学校統合のために施設改修も必要となることから、これらの経費に対し、県の助成制度を創設されたい。

7. 生徒指導教員等の配置の充実について

- (1) これまで県費で実施されていた「小1すこやか支援員」や「心のオアシス相談員」等の県費による復活を願いたい。
- (2) 「児童生徒指導加配教員」や「生きる力加配教員」等の配置基準を見直し、すべての小中学校においてきめ細やかな指導ができるよう教員の配置を願いたい。
- (3) 外国人児童生徒の教育にあたる適切な加配教員や支援員、通訳の配置を願いたい。
- (4) 小学校における英語教育の充実を図るため、全ての小学校に外国語活動の指導に対応できる教員の配置を願いたい。
- (5) 普通学校の特別支援学級において、児童の障がいの程度・人数に応じて特別支援教育加配教員の配置の改善を願いたい。また、特別支援教育対象児童生徒への指導を目的とした教員の配置および施設の整備や、在籍児童生徒数や通常学級における特別支援を要する児童生徒数に応じて、通級指導教室を設置し、通級指導員を配置願いたい。
- (6) いじめの問題や不登校および学校不適應児童生徒に対して、よりきめ細かな指導と学校と家庭間の緊密な連携を図るため、ソーシャルワーカーの拡充について国へ働きかけるとともに、県においても今以上の予算確保を願いたい。
- (7) 養護教諭複数配置の基準の見直しを図り、養護教諭の配置の拡大を願いたい。
- (8) 公立学校の学校図書館の充実のために、各学校への学校司書の配置を制度化されたい。

8. 社会体育施設整備にかかる補助制度の拡充等 について

第79回国民体育大会（平成36年度）の開催に当たっては、滋賀県が主体性を発揮して簡素で効果的な大会とするとともに、主会場をはじめ各種競技施設の整備にも責任を持って当らねたい。市等の公共スポーツ施設を会場とする場合には、その整備およびアクセス等関連施設整備に対する県補助制度を新設されたい。あわせて、国に対しても社会体育施設整備に対する支援制度の拡充について働きかけられたい。

〔新 規〕

9. 医療的ケアが必要な児童生徒の通学保障に ついて

痰の吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療的ケアが必要な児童生徒が安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学システムの構築を願いたい。

〔新 規・再 掲〕

10. 文化財の保存活用の推進について

本県の恵まれた文化財資源を地域振興や観光振興につなげていけるよう、各市町と連携しながら歴史的建造物をはじめとした各種文化財の保存ならびに活用事業に対する支援を積極的に講じられたい。

また、事業を実施するために必要となる費用を滋賀県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき採択交付されたい。

- (1) 老朽化した建造物の早急な改修工事のための支援
- (2) 史跡整備に係わる用地公有化事業の支援

(県費補助の凍結解除)

11. 米粉パン等の学校給食への利用拡大および

助成について

地産地消、食育推進基本計画の推進とともに、米の消費拡大を図る観点から、米粉パン等の学校給食への利用推進体制の確立と県の助成制度を創設されたい。

[再 掲]

12. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

[再 掲]

企 業 庁

1. 県用水供給事業について

平成23年度から設置された効率的な事業運営、必要な連絡調整、協議および検討を行い、将来にわたって安全で良質な水を安定して供給できる体制づくりを構築することを目的とする「滋賀県湖南水道用水供給事業連絡協議会」の有効活用を図りたい。

また、水道経営の大きな負担の一因となっている県用水の責任水量に対しての未達水量経費について、安定経営のために責任水量制度の積極的な見直しについて格段の配慮を願いたい。

警 察 本 部

1. 警察施設の改修・移転および警察官の増員について

県民生活の安全と地域社会の平穏を守るためには、警察体制の充実は不可欠であることから、拠点となる警察施設（警察署）のうち特に耐震不足の警察施設の整備を図り、常時警戒、防犯機能等を持つ交番、駐在所を各地域に早期設置と警察官の増員を願いたい。

2. 交通事故防止に向けた取り組みについて

交通安全施設（主に公安委員会）の拡充と未設置箇所の早期設置の実現を図られるとともに、交通安全思想の普及・啓発に努められたい。

特に、全国的に登校中の児童を巻き込んだ悲惨な事故が多発しており、通学路の安全対策は喫緊を要することから、通学路における信号機や横断歩道など交通安全施設の設置および啓発費用等については、予算の大幅な復活など特段の配慮を願いたい。

3. 県道における通学路の安全対策について

通学路における通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、通学路の安全対策が改めて課題となっている。各市町では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、通学路の安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、県道においても安全対策の要望箇所等が多数あることから、通学路の安全対策について早急な対応を願いたい。

〔再 掲〕